

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第1条第1号の規定に基づく避難場所等に係る主務大臣が定める基準を定める件

(平成16年国土交通省告示第766号)

制定 平成16年6月29日国土交通省告示第766号
改正 平成26年3月31日国土交通省告示第411号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第1条第1号の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

一 避難場所

- 1 既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること

イ 広域避難場所

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 面積が10ヘクタール以上のもの
(2) 面積が10ヘクタール未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ヘクタール以上となるもの
(3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの((1)又は(2)に該当するものを除く。)

ロ 一次避難場所

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ヘクタール以上のものであること(イに該当するものを除く。)

- 2 臨港地区における緑地、広場その他の公共空地（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）であって、概ね面積1ヘクタール以上のものであること。
- 3 津波避難タワー、高台その他の高所に空地が設けられた施設であって、津波からの一時的な避難の用に供するもの（次号第2項において「津波避難施設」という。）であること。

二 避難経路

- 1 広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 幅員が15メートル以上の道路又は幅員が10メートル以上の緑道
 - ロ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）
- 2 道路又は通路であって、一次避難場所若しくは津波避難施設又はこれらに準ずる一時的な避難の用に供する空地若しくは施設までの避難の用に供するものであること。
- 3 海岸保全区域に設置される管理用通路又は堤防スロープその他の避難用通路であって、住民等の津波からの避難の用に供するものであること。

三 消防用施設

地震災害時において消防用水として河川の流水又は海水を容易に取水することができる構造を有する護岸等の施設であること。

四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員6メートル以上の道路であること。

五 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

老朽家屋が密集している地域において、地震により生ずる火災による延焼被害を防止し、又は軽減する機能を有する道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物であること。

六 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート又は港湾施設
1 次のいずれかに該当する道路であること。

イ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち都府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であって、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

(1) 地方公共団体の庁舎の所在地

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関又は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地

(3) 救援物資等の備蓄地点又は集積地点

(4) 広域避難場所

2 次に該当するヘリポートであること。

周辺地域の経済的及び社会的条件並びに周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適当な場所に整備又は設定されるものであって、緊急輸送の用に供される回転翼航空機が安全に離着陸でき、かつ、緊急輸送が円滑に行われる機能を有するヘリポートであること。

3 次に該当する港湾施設であること。

自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考

慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における港湾施設であって、次に該当するものであること。

イ 外郭施設

波浪等から港湾施設等を防護することにより、緊急輸送の用に供される船舶が口の基準に適合する係留施設を安全かつ円滑に利用することを可能にする機能を有するもの。

ロ 係留施設（係船浮標、係船くい及び船揚場を除く。）

大規模な地震の地震力に対して安全な構造であるとともに、緊急輸送の用に供される船舶が係留できる十分な長さを有し、かつ、その前面に当該船舶が係留できる十分な水深の泊地を有するもの。

ハ 臨港交通施設

(1) 次のいずれかに該当する道路及び橋梁

(イ) 口の基準に適合する係留施設と高速自動車国道、一般国道又は主要な都府県道若しくは市町村道とを連絡するもの

(ロ) 口の基準に適合する係留施設と救援物資等の備蓄地点若しくは集積地点又は避難地のうち都府県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）とを連絡するもの

(ハ) 備蓄地点等指定拠点と高速自動車国道、一般国道又は主要な都府県道若しくは市町村道とを連絡するもの（備蓄地点等指定拠点が臨港地区内にあるものに限る。）

(ニ) 備蓄地点等指定拠点を相互に連絡するもの（備蓄地点等指定拠点の一が臨港地区内にあるものに限る。）

(2) 口の基準に適合する係留施設又は(1)の基準に適合する道路及び橋梁に隣接する駐車場

七 共同溝、電線共同溝その他電線、水管等の公益物件を地下に収

容するための施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）

第2条第5項に規定する共同溝

ロ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39

号）第2条第3項に規定する電線共同溝

八 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 津波による背後地への海水の浸入を防止する機能を有する海岸保全施設

ロ 想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設

八 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

第2条第10項に規定する津波防護施設

九 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送路を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、土砂災害の発生する危険が著しい箇所において施工する砂防設備

ロ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、地滑りによる被害が生ずるおそれが著しい箇所において施工する地すべり防止施設

八 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、急傾斜

地の崩壊の生ずるおそれが特に著しい箇所について施工する急
傾斜地崩壊防止施設

十 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防
災拠点施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 道路に接して設けられる自動車駐車場及びこれと一体として
整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で、地震
災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するもの

ロ 河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するた
めの空間又は設備を有する施設であって河川又は海岸に隣接す
るもの

十一 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民
に対する災害情報の伝達を行うため必要な施設又は設備

次のいずれかに該当する施設又は設備であること。

イ 地震災害時において河川管理施設等の被害状況の把握を迅速
かつ的確に行うため必要な通信施設又は設備であること

ロ 地震災害時において災害情報又は交通の状況を迅速かつ的確
に把握し、伝達又は提供を行うため必要な施設又は設備である
こと

十二 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活
に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、
非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、
広場その他の公共空地に設けられる井戸、耐震性貯水槽、水泳プ
ール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設
備であること。

十三 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その
他の物資の備蓄倉庫

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる救助用資機材等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

附 則

この告示は、平成16年6月15日から施行する。